

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)により実施した事業の費用の一部が補助対象外

1 件 不当金額(支出) 1 5 7 0 万円
(前年度 1 8 件 2 億 4 4 8 2 万円)

1 交付金事業の概要

島根県は、平成27年度に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)事業として、制度要綱等に基づき、UIターンを含め安心して就農し定着できる体制を整備するために、「新たな農業者の就業・定着総合対策事業」(総合対策事業)を実施した。

制度要綱等によれば、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略等の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施を支援することを目的として、地方公共団体が作成した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)実施計画」(実施計画)に基づく事業に要する費用について、地方公共団体が負担する費用に対してその全部又は一部を国が交付するものとされている。

交付金の交付対象となる事業については、制度要綱等において、実施計画を作成する地方公共団体が実施計画に基づく事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担するものであることなどが定められている。

2 検査の結果

同県は、総合対策事業について、27年4月から28年3月までを事業実施期間とする実施計画を内閣府本府に提出した上で、当該実施計画に基づき、事業費5628万円(交付対象事業費同額)で実施したとして同本府に実績報告書を提出して、確認及び額の確定を受け、同本府から交付金5581万円の交付を受けていた。そして、総合対策事業のうちの1事業として、島根県農業協同組合等が整備したビニールハウス等を農業者にリースする際に、同県は、リース料の一部を軽減する事業(リース料軽減事業)を1578万円で実施したとしていた。

しかし、同県がリース料軽減事業の対象とした1578万円のうち1570万円は、実施計画で定めた事業実施期間外である28年4月から最長で41年2月までの間のリース料の一部に充当するとされたものであり、交付金の交付の対象となる実施計画に基づく事業に該当しないものであった。

したがって、リース料軽減事業のうち事業実施期間中に実施されていなかったものに係る費用1570万円は交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額1570万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
内閣府本府	島根県	地域活性化・ 地域住民生活 等緊急支援交 付金(地方創 生先行型)	平成 27	円 5628万	円 5581万	円 1570万	円 1570万